

平成26年勝浦町マラソン議会（8月会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成26年8月19日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 8月19日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 8月19日 午前10時37分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

5番	国清一治	6番	森本守
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
福祉課長	大西博己	教育委員会事務局長 給食センター所長	久木喜仁

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）につい

て

日程第5 議案第2号 勝浦町監査委員の選任について

日程第6 発議第1号 憲法解釈による集团的自衛権行使容認の閣議決定に抗
議する意見書について

日程第7 町民の声に対する質問

日程第8 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第8 まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから平成26年勝浦町マラソン議会8月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

7月15日，徳島市で開催された東部広域農道整備促進協議会に第副議長が出席しました。

同じく7月15日から17日まで，東京都で開催された都道府県会長会に私が出席しました。

7月18日，徳島市で開催された徳島県町村議会議長会役員会に私が出席しました。

7月22日，徳島市で開催された東四国横断自動車道建設促進期成同盟総会に私が出席しました。

8月1日，徳島市で開催された徳島県町村議会議長会定例会に私が出席しました。

8月6日，佐那河内村で開催された勝浦町・上勝町・佐那河内村消防救急デジタル無線整備工事竣工式に私が出席しました。

次に，監査委員から平成26年6月，それと7月分の例月出納検査結果について報告書が提出されておりますので報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事兼企画総務課長，大西福祉課長，久木教育委員会事務局長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 続いて，日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成26年勝浦町マラソン議会8月会議における会議録署名議員は，5番国清議員，6番森本議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 報告をいたします。

8月会議の日程等につきまして、8月11日に議会運営委員会を開催をいたしまして、条例どおり本日1日の開催といたしました。ご協力をお願いいたします。

また、8月4日に三重県の鳥羽市市議会が通年会議について視察来町され、議会運営等について、ともに研修をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（大西一司君） ただいまの議会運営委員長の報告に何かご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 続いて、日程第4、議案第1号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の提出説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成26年勝浦町マラソン議会8月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席を賜り

まして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町勢の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても厚く御礼を申し上げます。

さて、8月に入りまして2週にわたりまして台風が接近し、本町におきましても記録的な豪雨となりました。特に8月10日には、正木ダムによるただし書き操作が実施されまして、勝浦川の氾濫が予想されるため避難指示を発令し、33世帯53人の方が避難をされました。

町内の被害状況につきましては、与川内地区における山腹崩壊や町内各所での土砂崩れ、倒木等、また農業関係につきましては現在、精査調査中でございますが、お米の出穂や開花の時期と重なったことによります減収が予想されるほか、ハウスや貯蔵庫など農業用施設の損傷の報告はありましたが、幸いにも民家に対する床上また床下浸水や人的被害の報告はありませんでした。引き続き、今回の豪雨による被害調査や復旧への対応を迅速に進めるとともに、今後とも防災・減災対策に万全を期し、町民の安全・安心に努めてまいり所存でもございます。

今回の豪雨に対しまして、議員の皆様方を初め、各区長さんや消防団員の皆様方、ご尽力を賜りました全ての方々に対しまして心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、8月6日には、佐那河内村におきまして、消防救急デジタル無線整備工事の竣工式がとり行われました。このたびの消防救急デジタル無線事業の完成によりまして、高度で複雑な災害対応や救急サービス、また大規模災害時の迅速かつ集中的な広域応援体制など、消防需要に大きな効果が期待をされております。

近い将来、発災が心配をされております南海トラフ巨大地震に備えまして、住民、行政、関係機関、そして団体等がそれぞれの役割を自覚をし、お互いに連携、協働して防災対策を推進してまいります。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,096万1,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明が終了しました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

伊丹参事兼企画総務課長。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） おはようございます。

それでは、平成26年勝浦町マラソン議会8月会議に提出いたしました議案第1号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

補正予算につきましては予算書2ページ、3ページをごらんください。

ここに第1表、歳入歳出予算補正が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それから、歳入歳出補正予算の明細でございますけれども、5ページ、6ページをごらんください。

まず、歳出でございますけれども、歳出の2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、13節委託料といたしまして設計委託料1,500万円でございます。財源は、歳入の18款繰越金でございます。来年度に工事を予定しております役場庁舎及び住民福祉センターの耐震補強工事、大規模改修工事の実施設計委託料を計上するものでございます。実施設計の額は、両施設の耐震補強及び大規模改修工事を合わせて2,400万円を見込んでおります。このうち、両施設の耐震補強分については既に900万円は当初で計上できておりますので、残りの1,500万円を計上するものです。予算承認後には入札を執行しまして、来年度の当初予算の編成に工事費の計上ができるよう努めてまいります。

以上で平成26年度一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。

以上です。

○議長（大西一司君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより質疑を行います。

質疑のある方はご発言をお願いします。どうぞ。

5 番国清議員。

○5番（国清一治君） この耐震補強について議会にも協議があったわけなんですけれども、あれ以降大きく変更した点、何点かあると思いますが、それをちょっと言ってくれますか。

○議長（大西一司君） 参事，どうぞ。

○参事（伊丹眞悟君） 前回のときにも若干説明させていただきましたけども、議会のほうのご要望を受けた後については変更はございません。一応、ブレースをどの位置にするかとかということで協議をさせていただきましたけども、基本的には耐震補強についてはご説明いたしました設計どおりで、あと大規模改修につきましては議会からの要望がございましたので、原則は今の間取りというか形でやっていくということで決めております。

以上です。

○議長（大西一司君） 国清議員，ほんならよろしい，変更ないというけんな。

ほかに。

4番節議員。

○4番（節 公一君） 今，説明受けまして，総額で実施設計のほうが2,400万円ということですが，これが役場庁舎の分で大体幾らか，福祉センターの分で幾らか。

それと，これは既に基本設計については2社が実施されてますね，基本設計については。それぞれ役場庁舎と福祉センターと。今回するこの実施設計の分は，新たに入札でまたやり直すのか，それとも基本設計をしたところにそのまま実施設計もするのか，そこらあたり，どういう予定になつとるかちょっと聞かせてください。

○議長（大西一司君） 参事，どうぞ。

○参事（伊丹眞悟君） お答えします。

この2,400万円の内訳でございますけれども，役場につきましては，これは耐震補強と大規模改修と合わせてでございますけども，約1,480万円。それから，そのうち，先ほど言いました既決予算，これが500万円となっております。内数です。それから，福祉センターのほうですが，これが約890万円。うち400万円が既決予算となっております。

それで，業者につきましては，基本設計のときにカワケン建設と象企画にお願いしておりましたけども，今回の実施設計の入札につきましては，改めて他の業者も含め

て入札をしたいというふうに考えてます。

○議長（大西一司君） 籾議員。

○4番（籾 公一君） 改めて入札するという場合、これはそういうやり方のほうが一般的なんか、私なんか考えたら当然メリット、デメリット両方あると思うんですが、基本設計をしてもらった人のところにそのまましたら当然いろんなことをわかつとるわけやから、そちらのほうが安くつくし、丁寧なところまでできるのか。実施設計をまた改めてやるとなったら今までのいきさつが、全く違うところがとれば、そのままそこがうまくいければ問題ないんですが、そこらあたりメリット、デメリットあるんですが、これはそういうことを勘案した上でのことなのか。

それと、今までもこういうやり方なんですか。改めて、ある程度一定金額以上になれば入札し直すというふうなことなんでしょうか。そこらあたり、どのような判断でこういうことになってるのか、ちょっとそこら辺を。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事（伊丹眞悟君） 確かに、基本設計したところが庁舎の中を一応詳細に見ておりますので、有利に働くのかなという感はしますけども、当然入札でございますので、競争原理が働かないといかんということです。改めて先ほど言いましたように、業者を何社か選定して入札したいと思っております。確かに先ほども言いましたように、有利なことは有利なんですけども、一応基本設計はできておりますので、それを見ていただければ、それ相当の業者であれば、その基本設計を見て実施設計に移ることには特に問題がないと考えておりますので、そういう判断で入札をするということにいたしております。

（4番籾 公一君「2問までじゃな」の声あり）

○議長（大西一司君） いや、構わん、どうぞ。

○4番（籾 公一君） そうした場合に、もし違う業者が落札したという場合に、既に基本設計をした業者からいろんなデータとかというものは、もらえるというような初めの契約条項になっとんのですか。

○議長（大西一司君） どうぞ、伊丹参事。

○参事（伊丹眞悟君） それは基本契約の契約をしたときに、基本設計のデータについては次新たに実施設計する業者にいただけるということになっておりますので、特



にそのあたりは問題ないかと思っております。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 今の関連なんやけど、もし象さんとかカワケンですかね、あれ以外がとった場合に、あの基本設計を次の業者はこれよりもBのほうがいいと、仮に感じた場合はその設計変更は可能なんですか、それとももとの設計は変更しないということなんですか。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事（伊丹眞悟君） 基本設計はあくまで基本でございますので、実施設計に移った場合に、業者さんであろうが職員から、というか役場側からですけども、実施設計する中でこうしたほうがいいのかというような案が出てきましたら、それは可能な限り対応はできると、変更は可能だというふうに考えています。

基本設計イコールそのものが実施設計ではないというふうに理解しています。

○10番（川端雅夫君） 設計変更はあり得ると。設計というか基本の、あり得るということやね。

（参事伊丹眞悟君「そうです」の声あり）

これについて、いつ入札するんですか。

○議長（大西一司君） 伊丹参事。

○参事（伊丹眞悟君） もう既に入札に向けての準備はしております。この議決をいただきましたら、できるだけ早いうちに、9月の頭にできればいいかなというふうなことで、今準備を進めております。

○10番（川端雅夫君） ほたら、事業の執行については27年度になるんやね。4月以降と。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○参事（伊丹眞悟君） 一応今の見通しといたしましては、27年度の当初予算に上げたいということですので、予算編成もございますので、幾ら遅くても1月末ごろには工期を決めて、積算して工事費を上げたいというふうに考えてます。もし万が一、前倒しができるようであれば、またご相談させていただいて、補正をして繰り越すというふうなことも可能になってきますけど、今のところはそういう前提でございま

せん。当初予算にのせていくということで考えております。

○10番（川端雅夫君） 仮に大規模、それから耐震のそれをするよりも新たに建てたほうがよかったというようなことはないんやね。

○議長（大西一司君） はい。

○参事（伊丹眞悟君） 新しく建てるとなれば、一から構想を練って理想的なものができるんでしょうけども、ご存じのとおり今回は補強ということですので、今のある施設を最大限利用していくということになりますので、制約は当然あるかと思えますけども、皆さんのご意見を聞きながら、予算もございませうけど、その中で最大限の効率のいい庁舎にしていきたいというふうに考えています。

○議長（大西一司君） ほかにございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようございませうので、以上で質疑は終了させていただきます。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

会議規則第129条第2項の規定による議員間の自由討議を省略をしたいと思えますが、これにご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

ございませうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしということでございませう。

以上で詳細質疑を打ち切ります。

お諮りします。

本件を第三読会に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

本件について討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、日程第5、議案第2号、勝浦町監査委員の選任についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会においては、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の提出説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 議案第2号、勝浦町監査委員の選任について提案をいたし

ます。

次の者を勝浦町監査委員に選任をいたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字沼江字西谷63番地2。氏名、西谷康彦。生年月日、昭和30年12月1日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。

直ちに第三読会を開き、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） ありがとうございます。

賛成者多数と認めます。したがって、議案第2号、勝浦町監査委員の選任については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第6、発議第1号、憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書を議題とします。

これより第一読会を開きます。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

8番井出議員。

○8番（井出美智子君） 発議第1号、憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書について説明いたします。

まず、このことについて勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出します。平成26年8月19日提出でございます。

提出者、勝浦町議会議員井出美智子。賛成者、勝浦町議会議員森本守。勝浦町議会議長大西一司殿。

憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書。

安倍政権は、2014年7月1日、憲法第9条に関する従来政府の解釈を変更し、一定の条件のもとに集団的自衛権行使容認の閣議決定を行った。しかし、集団的自衛権行使容認は憲法第9条の文言からは導き得ない解釈である。これが歴代政府の見解であった。

政府がそのような解釈に基づいて権力を行使することは、憲法秩序の破壊であり、憲法によって国家権力を制限するという近代的立憲主義の否定であって、憲法改正手続によらない第9条の変更は絶対に許されない。

今回の閣議決定では、解釈変更の理由について、日本を取り巻く安全保障環境の変化を上げ、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、必要最小限度の実力を行使するのは自衛の措置として憲法上許容されると判断をするに至ったと説明している。

しかし、憲法第9条が、国際紛争を解決する手段としての武力の行使を永久に放棄していることは明らかである。したがって、我が国に対する外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされている場合に、これを排除する個別的自衛権の行使は認められるとしても、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利である集団的自衛権行使を容認することは、明らかに憲法解釈の域を超えている。

また、現在の安全保障環境が冷戦時と比較しても、憲法第9条の改正を必要とする程度に悪化しているとの論拠も十分に示されていない。よって、憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に強く抗議し、これに基づく関連法令の整備を行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。2014年8月19日。勝浦町議会。内閣総理大臣安倍晋三殿。ほか14名。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大西一司君） 井出議員の説明は終了いたしました。

お諮りします。

本件について、第二読会を省略し、直ちに第三読会において討論と採決をすることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（大西一司君） 10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 今の意見書に対して、提出者に質問はどんなんですか。

○議長（大西一司君） 当初、それでもいいと思ったんですが、私の今の判断で認めたいと思います。質疑があるのであれば。

10番川端雅夫君。

○10番（川端雅夫君） 井出議員にお聞かせを願いたいんですが、この最初の憲法の解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書となっていますわね。

（8番井出美智子君「はい」の声あり）

その5行下の右のほうに、憲法改正手続によらない第9条の変更は許されないと。ということは、仮に憲法改正されれば、国会議員の3分の2以上の発議で国民投票でしてそうなった場合は、あなた自身、集団的自衛権行使ということになれば、これはそのとおり従うんですか。

○議長（大西一司君） 井出議員、前のほうにお願いします。

○8番（井出美智子君） お答えします。

この意見書の文面にもあるように、近代的立憲主義の憲法を守ることは、近代的立憲主義に必要なことでございます。思想信条はいろいろあります。集団的自衛権行使容認、憲法を遵守するという基本原則は、日本国憲法のもとに暮らす私としては当然のことと考えております。

○議長（大西一司君） ちょっと、そのままおってください。

○10番（川端雅夫君） 今私が言いよるのは、発議によって国民投票されて憲法第9条を、仮の話やけど、改正されれば、集団的自衛権行使しても、あなた自身それは容認をするということやね、憲法を遵守するとなったら。今のままの第9条では

いけないという、ただそれだけの発案なんですか。

○8番（井出美智子君） 憲法解釈についてのまだ詳しい論議はされておられませんので、将来のことについてまで私もまだ勉強不足ですので、今出しているのは現時点での憲法解釈についての問題でございます。憲法解釈について、第9条を変更するに当たってのさまざまな論議、それから学習はこれから重ねていきたいと思っております。

○議長（大西一司君） 川端議員。

○10番（川端雅夫君） 私も実際は、今の安倍内閣の憲法解釈を変更して、今までは法制局が全ていけないということについて閣議決定したことは、私自身、大変遺憾に思っています。ただ、前の湾岸戦争のときに日本は金だけ出して、しなかったといういろいろ世界的に批判がある場合について、また中国、韓国等々の問題については、集団的自衛権の行使というのも私は許されていいのかなと思う中で、この賛成か反対かと問われた場合、閣議決定に対しては私は反対です。両方の私がいるんです。

以上です。

○議長（大西一司君） 井出議員、結構です。憲法解釈によるということも最初に、今回ののは。

○8番（井出美智子君） 今回は、憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書でございます。さらに踏み込んだ憲法解釈、それから憲法第9条改正に関する国民的論議はこれから深めていかなければならない問題と思っておりますので、今回の憲法解釈による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書にご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大西一司君） ありがとう。

次に続きますんで、ほかにありましたら。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） この趣旨に反対するものではございませんが、議長に聞きたいんですけど、これは勝浦町議会として提出する場合がございますが、ほか14名になつとんですけども、提出先が。ちょっとわかりにくいんですけど、今まであったんかいな●

●。おおよそ例えば。

○議長（大西一司君） 普通は名前は出てましたね。

○5番（国清一治君） 出す相手ははっきりせなんだら、ちょっとわかりにくいかな  
というように思います。

○議長（大西一司君） 井出議員，ちゃんと整理してくれたら。できるんやろ。

○8番（井出美智子君） 失礼いたしました。従来 of 形に詳しく変更させていただきます。それでご了承ください。

（5番国清一治君「ありがとうございました」の声あり）

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは，質疑を終了します。

本件について，第二読会を省略し，第三読会において討論と採決することとしたい  
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので，第三読会を開きます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西一司君） 賛成者多数と認めます。したがって，発議第1号，憲法解釈  
による集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議する意見書は原案のとおり可決いたし  
ました。

~~~~~

○議長（大西一司君） それでは，続いて日程第7，町民の声に対する質問を議題と
します。

4番議員笹公一君の提出質問について報告をお願いします。

まず，伊丹参事，報告をお願いします。その場で結構です。

報告を先にしてください、質問者の件について。

○参事（伊丹眞悟君） それでは、笹議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の杉の子基金の活用ということで、2点ほどご質問されております。

1点目が現在まで利用しておるのかということと、条件の見直しをされたかということでございます。これにつきまして、総務内では見直しなり検討しております。現在までの利用状況につきましては、利用がございません。数件のお問い合わせはございましたけれども、結果的には利用はなかったということでございます。

それから、2点目の条件見直しでございますけれども、これまでお問い合わせの中で協議をしてきた結果、2点ほど見直しをしなければならないかという点がございまして、この点につきまして現在、改正の原案をつくっております。皆さんにはまだお示しをしておりませんが、今言いました2点ほど改正をする予定にしております。

1点目が交付金を、基金を借りるに当たって大変ハードルの高い法人設立届を提出しなければならないという条項でございます。これは、この要綱の第2条の第2項にそういう規定がございますので、それを削除したいというふうに考えてます。

それからもう一点ですけど、同じ要綱の第5条の補助金の額でございますけれども、補助対象経費の2分の1以内で50万円を限度額と現在しておりますけれども、これをもう少しふやしていただけないかということでご要望がありましたので、限度額を100万円に見直したいということでございます。

これの原案ができておりますので、近いうちに関係者、ご遺族も含めてご説明をしてご了解をいただければ、この今言いましたところ2点を改正して、要綱等定めたいと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） 笹議員、これだけやったんかいな。

（「下いきましょう」の声あり）

一応、いく。ほな、これのことについて、もし何かありましたら。

どうぞ。

○4番（笹 公一君） 今、参事のほうから説明あったんですが、初めにも書いてありますように、この基金が設立されて2年間経過したということで、これ1年経過した昨年、私が一般質問のほうで同じようにこの内容のことについて説明して、当時

も問い合わせはあったけども利用者はゼロだったと。結局2年経過した時点でも利用者がゼロということで、使われなければ意味がないというようなことで1年前にも言うて、そのときもこの要綱の中のいわゆる条件、ハードルが高いところが、この法人設立の問題であると。当時も参事、当時は総務課長でしたけれども、そのときにも見直しをしないと、町長のほうもそういう答弁がありました。1年たってできていないと。今、原案はできたということは説明があったんですが、1年もかかるような内容ではなかったのではないかなと、インプルーブするのが非常に遅いなというような感じがするんですが、そこらあたり。残念なことは町長もよくご存じのように、寄附された方が亡くなって、本人の強い意志であった、若いときにこういう制度があって自分も助かった。これを何人かの人がもし利用していただいたらもっと非常によかったのになと心情的なところもあるんで、今回こういう質問もさせていただいたんですが、何でこないに遅うになったのかなということなんです、この1年間かかって。1年前に私が一般質問して同じようなことを聞いとんですが、せめてこれもっと早くして何人かあれば、利用する人がおったかもわからん、いてくれたかもわからんなどいうところがあるんですが、この点について町長、答弁のところはないんですが、1年前にも町長は見直すという答弁いただいていますんで、そこらあたり故人の思いに十分私は応えられなんだんが非常に残念なんです、私情的なことは別にして、行政の前進させることについて、私はスピード感が足りなんだんじゃないかなと思うんですが、その点について町長の答弁をお願いしたいんですが。

そのままで結構です、町長。

(町長中田丑五郎君「小休お願いします」の声あり)

○議長(大西一司君) 小休します。

午前10時10分 休憩

午前10時18分 再開

○議長(大西一司君) 再開します。

参事、ちょっとお願いします。

○参事(伊丹眞悟君) この2つの条件、いろいろ遅くなったということでございませうけども、設立の当初から大きな問題でした。なかなか法人格というたら個人の業者さんはこれ難しいんじゃないかとか、金額についても、もう少ししたほうが起業しや

すいんじゃないかという議論を溝田さんとはしてまいりました。そのときに溝田さんの意向としては、やはりきちっとした業者さんに長くやってもらいたいから、やっぱり法人届は出してほしいと、こういう業者に補助をしたいと。金額についても多くの方に支援をしたいんで、私のほうから100万円という提案もしましたけども、やっぱり50万円でやっていただきたいという強い要望があってこの要綱はできたわけですから、その意志が当初ありますので、1年で変えるというのも、相談も当然1年の間ぐらいはしてませんが、そういう強い意志というか溝田さんの考え方がございましたので、慎重に状況を見て取り扱ってきたというのが全体の流れと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ、籾議員。

○4番（籾 公一君） 今の参事の答弁、設立当初はそのとおりだと、私もそのように聞いてます。やはり法人格を持つと町で法人税も納めてもらえるし、きちっとしたということと、雇用の関係も入れたことは、初めの設立した当時はそのとおりだったと聞いています。

ただ、私が1年前に質問したときに、そのときも私は溝田さんと確認しました、当然。やっぱり1年間なかったと、利用者が。そのことについて溝田さんも非常に残念がってました。それで、条件を見直すことはやぶさかでない、もう法人格をとってでも利用してもらいやすいようにしてもらいたいと、これは溝田さんの意見でもあったんです、考え方でもあったんです。だから、ずっとそのままできとるというんじゃないで、もう1年前には提供していただいた溝田さんも、ここはハードルが高いんなら、これを下げてでも利用してもらえるようにしてくれというようなことを受けて私も質問してますんで、それからの行動が遅いんじゃないかなと私が言っただけで、ずっと溝田さんがこのハードルを下げてもらいたくないということではなかったということだけは、私は本人から確認してますので、そこらあたりは了解しといてもらいたいと思います。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

（4番籾 公一君「はい」の声あり）

この件について。よろしいですね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 続いて、次の報告をしていただきたいと思います。

どうぞ、参事。

○参事（伊丹眞悟君） 2点目の国の過疎地交付金の件でございます。

これは国のほうから1,000万円という交付がされることは、内示で決定をいたしました。この事業の内容ということでございますけれども、まず事業の正式名称ですけれども、過疎地域等自立活性化推進交付金というような事業でございます。過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業や集落再編を図るための事業、また遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を行う事業など、過疎地域の自立活性化を推進する事業ということになっております。

今言いましたように、交付金事業は1,000万円。それから、事業主体はソフト事業でございますので、町が行うことはできませんので、現在、坂本グリーンツーリズム運営委員会に委託等をお願いをしたいというふうに考えております。

それから、事業の内容でございますけれども、今事業計画を出したりして内容を原課のほうで詰めておりますけれども、大きく言いますと、1つは空き家を活用したお試し体験施設の設置事業、空き家活用です。それから2点目が、定住滞在者体験希望者を募集して、地元に関わり込むための橋渡しや、それから農業体験の補助を行う集落指導員の設置事業です。それから3点目が、耕作放棄地の解消や新たな担い手を育成するため、農業体験事業を実施し新規参入者の起業を図る事業。それから、最後4点目ですけれども、町内外との交流を推進するため、夏祭りや秋祭りの活性化を図り、地域コミュニティの再生を図る事業。こういう4点の柱を事業として、今後計画をして実施をしていく事業でございます。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

節議員。

○4番（節 公一君） 説明を受けて、内容については非常によくわかったんですが、ちょっと確認だけしておきたいんですが、これは今までやってきた事業が認められてしたというんじゃなくして、これからする事業ということですね、そうしますと。今の説明では、4点ありましたですかね。空き家とか定住滞在者、耕作放棄地、また町内外の交流というようなことだったと思うんですが、これからする、もともとの目的であります住民主導でということ、今参事からあった、これは行政が行うこ

とはできないということで、坂本グリーンツーリズムにやってもらうということですが、これはそしたら金額も1,000万円と非常に大きな金額で、これは1年間だけでやれというようなことではないんですよ。何年かに分けてやるというようなことなんですか。

○参事（伊丹眞悟君） 原則はことし一年という事業でございます。

交付決定になったら近々でございますので、これ時間がないということで今、産業交流課のほうと事業の内容について進めておるとい状況です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○4番（籾 公一君） そしたら、これは年度でしょ。これは私は7月17日の新聞で見た話なんですけど、今年度これから成るというたら、もう半年余りぐらいですかね。その中でこんだけの大きな事業をやらないかんということになってきたら、これは既に今までやってきたような事業もありますね、空き家の活用とか、耕作放棄。そういう今まで、特に空き家のやつは500万円でしたか、今年度も予算化して1件ですか、空き家を改修してするといようなことで、地域おこし協力隊の人がそれを担当してもらうといような、たしか産業交流課の事業でやっとなのがあるんですけど、それに原資を充当するやといことはできるんですか。そういう使い方ってできるんですか。

○参事（伊丹眞悟君） 既決予算でこの事業に適用するものがあれば、それも事業の中に入れてこの交付金の財源を充てていきたいと、こういうこともできますので、もう少しこの事業に沿った事業を整理して既決の部分とこれから新しい事業とをミックスして、それで事業全体を構成していきたいといふうに考えています。

○議長（大西一司君） はい。

○4番（籾 公一君） 町にとって、もしそれができるんだったら非常にありがたいというか、得したと言ったらちょっと語弊があるかもわからんけども、財源的にそういうのを使えるといことは非常にええといふうに思うんですけど。ただ、趣旨としたら、新しい事業をして、さらに地域自立活性化に向けてしなさいといことなんです、そこらあたりがやはり、より効果的な事業をせないかんといことになると思うんで、事業の精査、これ一つまた後々で質問もする機会もあると思うんですけど、ただ単に今までの事業にぽっと充当してしまうといようなことでないように、これはひ

とつよろしくお願ひしたいなと思うんですが、ここらよろしくお願ひします。

○議長（大西一司君） どうぞ、参事。

○参事（伊丹眞悟君） この事業については、当初から把握しておりました。

（4番 公一君「しとったん」の声あり）

はい。それで、よう言いましたように、●採択に●なるかならないかというのは、こういう遅く判定しますので、もし当初の時点である程度わかっておりましたので、事業が重要ならば、ある程度町単でもっていかうかという判断で、当初予算にも一部は見込んでおります。今回、採択になったということでございますので、新規事業も合わせてこの事業を執行していきたいというふうに考えてます。

○4番（公一君） わかりました。31道府県の55市町村ということですか、全国で。その中にほんなら勝浦町が採択されたということですか。それは非常に喜ばしいことだと思いますので、ぜひ有効な活用でお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） この件については、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 続いて、1番議員美馬友子君の提出しとった質問について報告を、これも伊丹参事、お願ひします。

○参事（伊丹眞悟君） 一部、うちの所管課でない部分もありますけども、代表して私のほうでご答弁させていただきます。

AEDの適切な維持管理についてということでございます。

1点目の定期的にバッド、電極バッドですけども、これとかバッテリーの交換を行っているのかということでございますけども、この2点目の点検者も合わせて、それぞれ勝浦町13カ所にAEDを設置しておりますけど、それぞれの設置者が維持管理をしております。

それから、3点目の夜間休日にAEDを使用する際、設置施設が施錠されているとき、勝浦町はガラスを割ってよいということになっておりますが、そのことを周知してほしいということですけど、場所については恐らく学校のことを指摘されとんだらうと思います。現実、おっしゃられますように、町民体育館については当然体育館の中にありますので、玄関から見えますので、施錠した場合はガラス割っていただかな

いかんということになってます。学校につきましても、そういう状況ですので、大変利用される方には戸惑いがあるかと思imasuので、そこらあたり、これからどういう設置の仕方が適当、適正なのか、誰でも使えるんは使えますので、周知も含めてどういう適正な利用ができるかということ、それぞれの所管か設置者にご検討いただいて、利用がしやすいような対応をしていきたいというふうに指示をしたいと思imasu。

それから、学校やスポーツ現場における心肺蘇生教育の促進をということでござimasuけれども、講習会につきまして、学校の教諭、それからクラブ活動の先生、こういう方につきましては講習を受けて操作ができる状況にあると聞いてます。それから、消防団員とか救急隊につきましては業務研修でいろいろやっておりますので、それはある程度使えるということになっております。それから、自主防の皆さん、それから地域の皆さん、こういう方につきましては、これまで一斉に防災訓練等で地域でそれぞれ研修を行っておりますけれども、まだまだ利用、使用できる方が少ないと思imasuので、できるだけこういう一般住民の方を含めて、そういう方につきましては講習会、それから訓練等にそういう講師を招いて実施ができるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西一司君） 何か、美馬議員、どうぞ。

○1番（美馬友子君） この間、テレビで野球部の生徒がグラウンドで倒れて、監督さんが鍵のかかった学校をあけるよりか救急車を待ったほうがいいと言って待った判断で、救えた命が救えなかったということがあったんで、鍵がかかったところにあるということはすごく、どんなふうにして取り出したらいいんだらうかということをしつかりと皆さんが知って、AEDをとりに行けるということを周知してもらおうということが一番かなということと。

そして、バッテリーとかそういうもので、結局あったのに使えなかったということが、ここ最近すごく報道されよんですよ。それで、本当にしつかり私も作動ができるかどうか、スイッチ一つで確認ができるということをしらなかつたんで、そういうこともやっぱり点検者はしつかりと学んでしてほしいなということと。

AEDも私も何年か前に講習受けてましたが、ことし受けたらまた違うんですよ。

やっぱり研修というのは更新，更新して習っていかないとだめなので，またそういった，参事が言ったように，よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西一司君） 何かほかにございませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは，その件を終わりますして，続いて美馬さんの質問で，教育委員会事務局長のほうから報告をお願いします。

座ったままで結構です。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 行事，イベントについてですが，10月12日のイベントが重なっているのご指摘でございますけども，今回のケースに関しましては，議員さんもお理解をいただいていると思ひますけども，無理かなというふうにお思ひしております。

第239回の徳島ワンデーウォークにつきましては，主催者はNPO法人の徳島県ウォーキング協会となつておりましたして，教育委員会としましては地元開催ということもありまして，公園の名義使用のみの承諾をしておるといふような状況で，事業運営や広報活動などは主催者の自主活動というふうにしております。

一方の今山での浄瑠璃のイベント，これは今山農村舞台の秋公演のことを指してるといふふうにお思ひますが，今山農村舞台保存会が主催者となつて，毎年大体10月10日前後の土日祝祭日あたりに開催しておりましたして，教育委員会も主催者の一員とはなつておるんですけども，運営につきましては保存会のほうで行つておりましたして，日程についても保存会の日程調整の中で決定しております。

ちなみに，ご参考としてですけども，今山農村舞台の秋公演の開催日が決定されたんが6月25日，それからワンデーウォークの公園申請が委員会のほうに提出されたのが7月23日でございます。そういったこともご理解をいただけたらというふうにお思ひます。

以上です。

○議長（大西一司君） 何かあつたら。

○1番（美馬友子君） ことしから，9月に町でやつたフェスティバルの人形浄瑠璃が，今山と合併したんではないんですか。9月の● ●。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） それは私聞いてません，済みません。

年の初めにやとったやつをやめて、秋のほうに秋公演として一つにしたということとはちゃんと聞いてます。だけど、9月にやとってやめたというのはちょっと聞いてないんですけど。

○1番（美馬友子君） 失礼しました。

師匠のほうから、9月のフェスティバルはなくなって、10月12日に一緒にするけんねということを知ったので、また大きな、いつもだったら9月の最初に勝浦町民体育館でフェスティバルがあったのに、そのことがないのであれかなと思ったんです。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、報告をこれで終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） それでは、日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会します。

お疲れでございました。

午前10時37分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員